

長岡市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書（案）

平成 30 年 12 月 26 日
長岡市中心市街地活性化協議会
会長 丸山 智

長岡市中心市街地活性化協議会は、3 期目となる「長岡市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「基本計画案」という。）について、第 1 期中心市街地活性化基本計画（平成20年11月認定）、第 2 期中心市街地活性化基本計画（平成26年 3 月認定）に基づく活性化の取組状況及び目標達成状況等を適正に評価し、また、課題を明らかにしたうえで、さらなる中心市街地活性化に向けた取り組みを一体的に推進する計画として、妥当であると判断します。

なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり、御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 中心市街地における新たな価値の創出と、未来に渡り持続可能なまちの確立

「アオーレ長岡」に代表される「まちなか型公共サービス」の展開と、市民協働のまちづくりによって、中心市街地の価値が高まっている中、基本計画案にある産業の振興と若者の活動による新たな価値の創出に努めていただきたい。

また、市民協働、産学官民連携をより一層強化することによって、未来に渡り持続可能なまちの確立を望む。

2 民間が取り組む中心市街地活性化への支援について

中心市街地の活性化は、行政と当協議会、そして実際に活動する市民や民間企業・団体の活躍が必要不可欠である。

基本計画案にある事業を着実に推進するため、市民や民間企業・団体、当協議会が提案するまちなかの賑わい創出のための創意工夫、独自性のある取り組みなどに対し、柔軟な対応と積極的な支援をお願いしたい。

3 市民への広報広聴について

中心市街地の活性化を図るためには、長岡市全域の市民の理解が必要である。

当協議会としても、各界各層のさまざまな市民を巻き込んだ活性化施策と情報化社会に対応した積極的な広報等に取り組んでいくものである。

行政としても、市民への基本計画案の目指すべき姿の周知徹底と理解を得るための説明を継続して実施していただきたい。

4 その他

民間、公共を問わず、基本計画策定後に企画検討される事業についても、随時、協議会との連絡、調整の中で、新たなメニューとして積極的に取り入れていただきたい。